

とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク会長（以下「会長」という。）が「とくしまブランド」の輸出を拡大するために県内の生産者又は事業者等に対して予算の範囲内で交付する補助金について、交付の申請及び決定等に関し必要な手続等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において「補助金」とは、とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が、ネットワーク以外の者が行う事務又は事業に対して、これらを助成するために財政的な援助として交付する給付金をいう。

2 この要綱において「補助事業」とは、補助金交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

4 この要綱において「とくしまブランド」とは、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）」第二条第一項第四号規定の「とくしまブランド」をいう。

(補助金交付の申請)

第三条 補助金交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に会長が定める書類を添えて、会長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第四条 会長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金交付の決定をするものとする。

(補助金交付の例外)

第四条の二 前条の規定にかかわらず、会長は、補助金交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付をしないものとする。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- 二 暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 会長は、申請者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ警察本部長に照会することができる。

（補助金交付の条件）

第五条 会長は、補助金交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けべきこと。
 - 二 補助事業の内容の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けべきこと。
 - 三 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けべきこと。
 - 四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告し、その指示を受けべきこと。
- 2 会長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（決定の通知）

第六条 会長は、補助金交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第七条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して十五日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第八条 会長は、補助金交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 第六条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(状況報告)

第九条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業の遂行の指示)

第十条 会長は、前条の報告等により、補助事業者が行う補助事業が補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第十一条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書に会長の定める書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第十二条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十三条 会長は、第十一条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示することができる。

2 第十一条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。

二 第十条又は第十三条第一項の会長の指示に補助事業者が違反したとき。

三 補助事業者が第四条の二第一項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

四 その他補助事業の開始又は継続をすることが公の秩序又は善良な風俗

を害すると会長が認めたとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第六条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第十五条 会長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を指示するものとする。

- 2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を指示するものとする。

（加算金及び延滞金）

第十五条の二 補助事業者は、第十四条第一項の規定による補助金交付の決定の取消しに関し、補助金の返還を指示されたときは、その指示に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金をネットワークに納付しなければならない。

- 2 補助金が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を指示された額に相当する補助金は、最後の受領の日
- に受領したものとし、当該返還を指示された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を指示された額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を指示された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を指示された補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金をネットワークに納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を指示された補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 第一項又は第四項の場合において、やむを得ない事情があると認められ

るときは、会長は、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（理由の提示）

第十五条の三 会長は、第十条又は第十三条第一項の指示をするときは、当該指示の相手方となる補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（書類の保管等）

第十六条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第十七条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、会長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して会長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械及び重要な器具で、会長が定めるもの
- 三 その他会長が補助金交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（雑則）

第十八条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。